

「令和元年台風 19 号ボランティア活動」に関わる補助費について

このたびの台風 19 号の被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
中央大学ボランティアセンターでは、この度の災害ボランティア活動に参加する中央大学生に、交通費および宿泊費の補助を行います。

【対象】中央大学生 ※1 人につき 1 回のみ適用

【補助内容】

- ・往復交通費の半額（上限 5,000 円）
- ・宿泊費の半額（1 日につき上限 3,000 円、最大 3 泊まで）

【申請方法】

<活動前>

- ① 承諾書 ※所定の書式あり。保護者の押印必要

<活動後>

- ① ボランティア活動補助費申請書 ※所定の書式あり
- ② 領収書提出用紙 ※所定の書式あり。必ず原紙を提出。宛先はフルネームの個人名
- ③ 口座振込依頼書 ※所定の書式あり
- ④ 活動証明書 ※受入先の団体にて発行されたもの
- ⑤ 事後レポート ※所定の書式あり
- ⑥ 活動中の写真 ※3 枚程度。メール添付

【条件】

- ・ボランティアセンター（多摩キャンパス）にてオリエンテーションを受けること。
※後楽園キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの学生は、応相談。別途機会を設ける予定。
- ・台風 19 号被災地の社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンター、日本財団学生ボランティアセンター（Gakuvo）が主催する「チームながぐつプロジェクト」、もしくは認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）が主催する活動、ボランティアセンターが認めた活動のみを補助対象とする。
- ・公共交通機関（電車、バス等）のみ適用、レンタカーは除く。ターミナル駅からターミナル駅までの行程を適用（例：新宿～仙台。現地での移動は除く）
- ・ボランティア保険（天災プラン）に加入していること。
- ・活動期間は、冬季休業期間終了まで（2020 年 1 月）とする。
- ・交通費の補助は、ボランティア活動日から 2 日以内の移動までを対象とする。
- ・宿泊費の補助は、活動日、活動日の前後宿泊を補助対象とする
- ・申請期日は、領収書の記載日から 1 ヶ月以内とする。

【提出先】

- ・多摩キャンパス・学生課ボランティアセンター（6号館 B1）
- ・後楽園キャンパス・学生生活課（1号館 1F）
- ・市ヶ谷田町キャンパス・学生部窓口（6F）月・水・金 10:00~18:00(11:30~12:30 除く)

【問い合わせ】

中央大学ボランティアセンター（平日 10:00~17:00）

TEL：042-674-3487 FAX:042-674-3469

E-mail：chuo_volunteer@tamajs.chuo-u.ac.jp

以上